

第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画（案） 概要版

計画の背景・位置付け P 1

第5期流山市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

第1期流山市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

第5期流山市障害福祉計画と第1期流山市障害児福祉計画は、一体的な計画として策定しています。

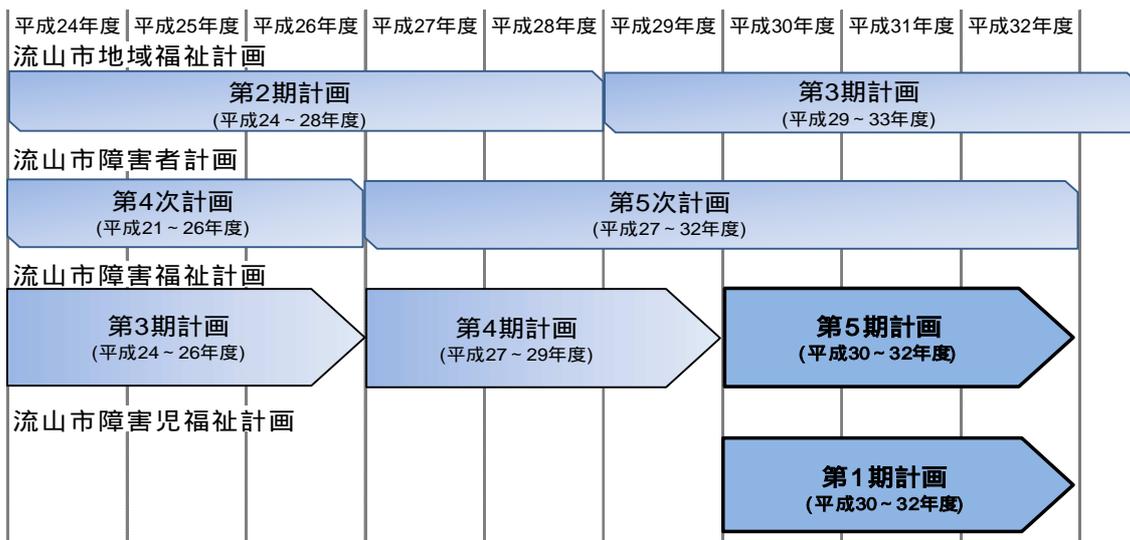
計画の基本的な考え方 P 2 - 4

第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間におけるサービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的としています。

基本的理念

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

計画期間・関連する諸計画



成果目標を定めた項目

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの見込量を設定したサービス

自立支援給付

訪問系サービス	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	生活介護
日中活動系サービス	自立訓練(機能訓練)
	自立訓練(生活訓練)
	就労移行支援
	就労定着支援 ¹
	就労継続支援A型
	就労継続支援B型
	療養介護
	短期入所
居宅系サービス	施設入所支援
	共同生活援助(グループホーム)
	自立生活援助 ²
計画相談支援	計画相談支援
	地域移行支援
	地域定着支援
障害児通所支援等	
児童発達支援	
医療型児童発達支援	
居宅訪問型児童発達支援 ³	
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	
障害児相談支援	
障害児の子ども・子育て支援利用ニーズに対する提供体制について	

地域生活支援事業

必須事業	相談支援事業
	成年後見制度利用支援
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付事業
	移動支援事業
	地域生活支援センター機能強化事業
任意事業	日中一時支援事業
	訪問入浴サービス
	知的障害者職親委託制度
	自動車運転免許取得・改造費助成
点字・声の広報等提供事業	

利用者負担軽減策

複数サービスの負担軽減	
グループホーム等入居者家賃補助	
障害者支援施設等通所交通費助成	
障害者等就労支援施設利用者負担金助成	
重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成	
精神障害者入院医療費助成	
在宅障害者一時介護料助成	
障害者住宅改造助成	
福祉タクシー利用補助	
重度障害者自動車燃料費助成	
重度障害児等通所事業所特別支援事業補助	

¹、²、³は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成 3 0 年度から新たに実施するサービスです。

策定の経過・スケジュール

- 11 月 17 日(金) 議会・正副議長説明
- 11 月 20 日(月) 議会・全員協議会
- 11 月 22 日(水)～12 月 21 日(木) パブリックコメントの実施
- 2 月 5 日(月) 議会・正副議長説明
- 2 月 6 日(火) 議会・全員協議会